

兵庫県公報

令和4年5月24日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

但馬海区漁業調整委員会公告	ページ
○ 漁業法に基づく指示	1

但馬海区漁業調整委員会公告

漁業法に基づく指示

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、但馬海区において船舶を使用して釣りによりいか類を採捕すること（兵庫県漁業調整規則第4条第1項第20号の小型いか釣り漁業によるものは除く。）について、次のとおり指示する。

令和4年5月24日

但馬海区漁業調整委員会
会長 上田良介

- 1 指示番号
但馬海区漁業調整委員会指示第78号
- 2 指示事項
集魚に使用する光力及び集魚灯設備を次表のとおり制限する。

指示する海域	適用する水深帯	1隻が点灯できる集魚灯数の最高限度	集魚灯設備の制限
鋸崎（美方郡香美町と新温泉町の境界）から真方位0度の線（東経134度31.04分の線）以西の兵庫県日本海海面	東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線以浅	3キロワット以内の電球9個 但し7月1日から9月30日までの間は6個	漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域内において採捕する場合、集魚灯に使用する電球の数は、ソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付けてはならない
	東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線から、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで	3キロワット以内の電球18個	
鋸崎（美方郡香美町と新温泉町の境界）から真方位0度の線（東経134度31.04分の線）以东の兵庫県日本海海面	水深100メートルまで	3キロワット以内の電球6個	
	水深100メートルから水深200メートルまで	3キロワット以内の電球15個	

水深 200 メートルから、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 23 条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで	3 キロワット以内の電球 18 個
--	-------------------

3 指示の有効期間

令和4年5月24日から令和5年4月30日まで